



(R4-rev.1)

東京圏から旭川市への移住者対象

旭川市移住支援金のご案内

東京圏から旭川市へ移住(住民票の移動)されてから1年以内で、対象者の要件に当てはまる場合は、旭川市移住支援金の交付対象者となります。申請をご検討される方は、担当までご連絡ください(予算額に達し次第、受付を終了させていただきます。)

支援額

- ・世帯 **100**万円(18歳未満の世帯員1人につき**30**万円を加算)
- ・単身 **60**万円
- ・起業 **300**万円(最大)

対象者の要件

対象者は、①と②の双方の要件を満たす方です。

① 移住元の要件(アまたはイのいずれかに該当する方)

移住する直近10年間のうち、通算5年以上かつ直前に1年以上
ア 東京23区に在住していた方

イ 東京圏^{※1}(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)に居住し、東京23区に通勤^{※2}していた方

^{※1} 条件不利地域を除きます。

^{※2} 被雇用者としての通勤の場合は、雇用保険者の被保険者としての通勤に限ります。

② 就業等の要件(ア、イ、ウのいずれかに該当する方)

ア 就業(北海道が運営するマッチングサイト掲載の法人に新規就業した方)

イ 起業(北海道の「地域課題解決型企業支援金」の交付決定を受けた方)

ウ テレワーク移住(転勤等ではなく、自己の意思により移住し、東京での仕事を継続する方)

お問い合わせ・申請先

旭川市 地域振興部 地域振興課
旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎 3階

TEL 0166-25-5316

URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

